

第2章 個別労働紛争に関するあっせん

1. あっせんの係属状況

(1) 概 況

あっせんを実施している労働委員会は、21年末現在、44道府県労委である。

21年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は571件で、このうち20年から繰越されたものは37件、新規に係属したものは534件であった（第49表参照）。

(2) 新規係属件数

新規係属件数は534件で、20年に比べ89件の増加となった。過去5年の推移は、17年288件、18年319件、19年339件、20年445件となっている（図4参照）。

(3) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働者からの申請が529件・99.1%（20年432件・97.1%）、使用者からの申請が5件・0.9%（同13件・2.9%）、労使双方からの申請が0件・0%（同0件・0%）であった（第50表参照）。

(4) 道府県別新規係属状況

新規係属事件を道府県労委別にみると、北海道の50件・9.4%（20年79件・17.8%）が最も多く、以下、宮城40件・7.5%（同34件・7.6%）、高知38件・7.1%（同22件・4.9%）が続いている（第49表参照）。

第49表 道府県労委別個別労働紛争あっせん件数

21年（単位：件）

区分	あ つ せ ん									
	係 属 件 数			終 結 件 数						次期 繰越
	前期繰越	新規係属 件 数	計	解決	打切	取下	不開始	計		
北海道	6	50	56	33	12	9	0	54	2	
青森	0	1	1	0	1	0	0	1	0	
岩手	0	1	1	1	0	0	0	1	0	
宮城	0	40	40	15	15	6	0	36	4	
秋田	1	21	22	8	9	0	3	20	2	
山形	0	2	2	0	1	0	1	2	0	
福島	0	7	7	3	4	0	0	7	0	
茨城	1	4	5	0	0	0	4	4	1	
栃木	0	2	2	2	0	0	0	2	0	
群馬	3	16	19	2	5	5	7	19	0	
埼玉	1	13	14	5	4	3	0	12	2	
千葉	1	9	10	5	5	0	0	10	0	
東京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
神奈川	0	1	1	1	0	0	0	1	0	
新潟	1	27	28	7	9	12	0	28	0	
山梨	0	1	1	1	0	0	0	1	0	
長野	0	14	14	3	6	4	0	13	1	
静岡	4	19	23	12	8	3	0	23	0	
富山	1	29	30	11	11	3	5	30	0	
石川	0	1	1	1	0	0	0	1	0	
福井	1	10	11	5	3	1	1	10	1	
岐阜	0	3	3	2	1	0	0	3	0	
愛知	0	12	12	1	0	0	11	12	0	
三重	0	1	1	1	0	0	0	1	0	
滋賀	0	12	12	1	9	0	0	10	2	
京都	1	24	25	16	8	1	0	25	0	
大阪	1	5	6	5	1	0	0	6	0	
兵庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
奈良	1	11	12	6	5	0	0	11	1	
和歌山	3	5	8	4	3	1	0	8	0	
鳥取	1	34	35	21	4	0	10	35	0	
島根	0	3	3	2	1	0	0	3	0	
岡山	0	4	4	3	0	1	0	4	0	
広島	1	4	5	3	1	0	0	4	1	
山口	1	3	4	2	0	1	0	3	1	
徳島	2	34	36	25	10	0	0	35	1	
香川	0	2	2	2	0	0	0	2	0	
愛媛	0	12	12	10	0	0	1	11	1	
高知	1	38	39	25	7	3	2	37	2	
福岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
佐賀	1	4	5	0	3	0	1	4	1	
長崎	0	2	2	1	1	0	0	2	0	
熊本	3	31	34	20	12	2	0	34	0	
大分	0	4	4	1	0	1	2	4	0	
宮崎	0	1	1	0	1	0	0	1	0	
鹿児島	0	2	2	1	1	0	0	2	0	
沖縄	1	15	16	5	6	2	3	16	0	
総 計	37	534	571	272	167	58	51	548	23	
20年	28	445	473	212	137	59	28	436	37	
				48.6%	31.4%	13.5%	6.4%	100%		

(注1) あっせん実施道府県労委のみ計上した。

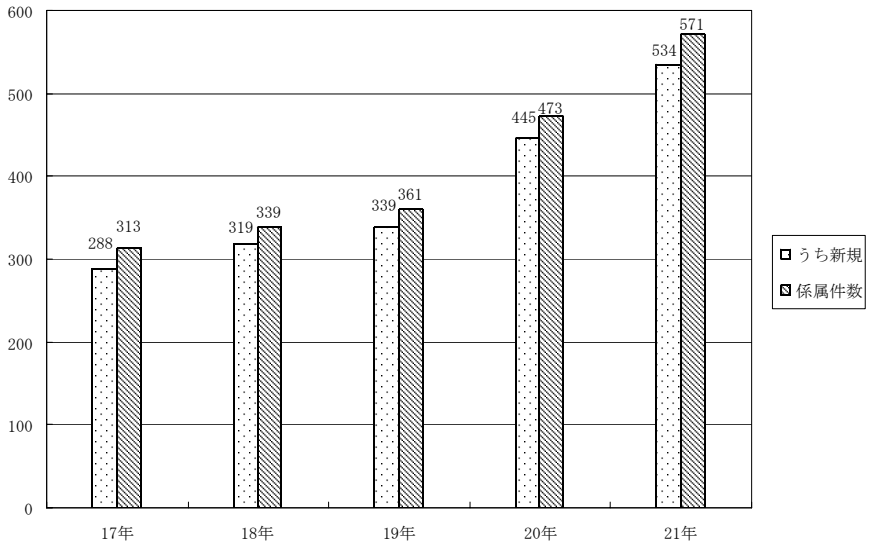
(注2) 東京都、兵庫県、福岡県には労働委員会が主体となる制度は設けられていないが、次の制度がある。

東京都：都によるあっせんを実施。

兵庫県：労使相談センターが相談を実施し、他のあっせん機関を紹介する。

福岡県：県によるあっせんを実施。

図4 あっせん件数の推移



(注) 個別労働紛争に関するあっせん実施道府県労委の計（14年は42労委、15年以降44労委）。

第50表 新規係属事件における開始事由別個別労働紛争あっせん件数の推移

年	開始事由		労働者申請		使用者申請		労使双方申請		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
17年	282	97.9%	6	2.1%	0	0.0%	288	100%		
18年	312	97.8%	7	2.2%	0	0.0%	319	100%		
19年	321	94.7%	18	5.3%	0	0.0%	339	100%		
20年	432	97.1%	13	2.9%	0	0.0%	445	100%		
21年	529	99.1%	5	0.9%	0	0.0%	534	100%		

2. あっせん事件における関係当事者の特徴

(1) 労働組合の有無別従業員数規模別新規係属状況

終結した事件を労働組合の有無別・従業員数規模別にみると、労働組合ありで、従業員数が9人以下は2件・2.3%、10人以上49人以下は12件・14.0%、50人以上99人以下は11件・12.8%、100人以上299人以下は20件・23.3%、300人以上499人以下は10件・11.6%、500人以上は31件・36.0%であった。労働組合なしで、従業員数が9人以下は100件・21.6%、10人以上49人以下は156件・33.8%、50人以上99人以下は63件・13.6%、100人以上299人以下は60件・13.0%、300人以上499人以下は14件・3.0%、500人以上は69件・14.9%であった（第51表参照）。

第51表 当事者である事業主の状況

		9人以下	10人以上 49人以下	50人以上 99人以下	100人以上 299人以下	300人以上 499人以下	500人以上	合計
21年 (20年)	組合あり	2 (2)	12 (10)	11 (13)	20 (5)	10 (4)	31 (34)	86 (68)
	組合なし	100 (89)	156 (128)	63 (52)	60 (55)	14 (13)	69 (31)	462 (368)
	合計	102 (91)	168 (138)	74 (65)	80 (60)	24 (17)	100 (65)	548 (436)

(2) 労働者の就労状況

終結した事件の労働者の就労状況は、正社員が327件・59.7%、パート・アルバイトが104件・19.0%、派遣労働者・契約社員が90件・16.4%、その他が27件・4.9%となっている（第52表参照）。

第52表 個別労働紛争の当事者である労働者の就労状況

労働者の就労状況	正社員	パート・ アルバイト	派遣労働者 ・契約社員	その他	計
21年 (20年)	327 (266)	104 (91)	90 (56)	27 (23)	548 (436)

(注) 件数は終結件数である。

3. あっせん内容の特徴

新規係属事件534件に係るあっせんの内容別事項数773件（20年610件）のうち、経営又は人事が327件・42.3%（同301件・49.3%）、賃金等が257件・33.2%（同182件・29.8%）、労働条件等が93件・12.0%（同56件・9.2%）、職場の人間関係が48件・6.2%（同47件・7.7%）、その他が48件・6.2%（同24件・3.9%）となっている。20年と比べると、経営又は人事は26件、賃金等は75件、労働条件等は37件、職場の人間関係は1件、その他は24件、それぞれ増加した（第53表参照）。

第53表 新規係属事件における内容別個別労働紛争あっせん事項数

（単位：件数）

	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計	総事件数	
17年	182	44.6%	149	36.5%	20	4.9%	18	4.4%	39	9.6%	408	100%	288
18年	200	41.0%	161	33.0%	56	11.5%	22	4.5%	49	10.0%	488	100%	319
19年	278	44.3%	194	30.9%	58	9.3%	30	4.8%	67	10.7%	627	100%	339
20年	301	49.3%	182	29.8%	56	9.2%	47	7.7%	24	3.9%	610	100%	445
21年	327	42.3%	257	33.2%	93	12.0%	48	6.2%	48	6.2%	773	100%	534

（注）複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は総事件数に一致しない。

4. あっせん員の構成

終結した事件548件のうち、あっせん員の指名がされた424件について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員による構成が361件・85.1%、委員及び事務局職員が32件・7.5%となっている（第54表参照）。

第54表 あっせん員の構成

	合計	委員			委員+非委員		非委員	
		三者構成	公益委員のみ	その他	委員と事務局職員	その他	事務局職員	その他
21年 (20年)	424 (338)	361 (281)	2 (1)	0 (2)	32 (26)	19 (12)	0 (0)	10 (16)

5. あっせんの終結

(1) 処理状況

21年は20年からの繰越37件を含む571件（20年473件）の係属事件のうち、548件（同436件）が終結し、23件（同37件）が22年に繰り越された。終結した548件のうち、当事者があっせんを行うことに同意したもの（「あっせんあり」）は349件、同意しなかったもの（「あっせんなし」）は199件であった（チャートβ参照）。

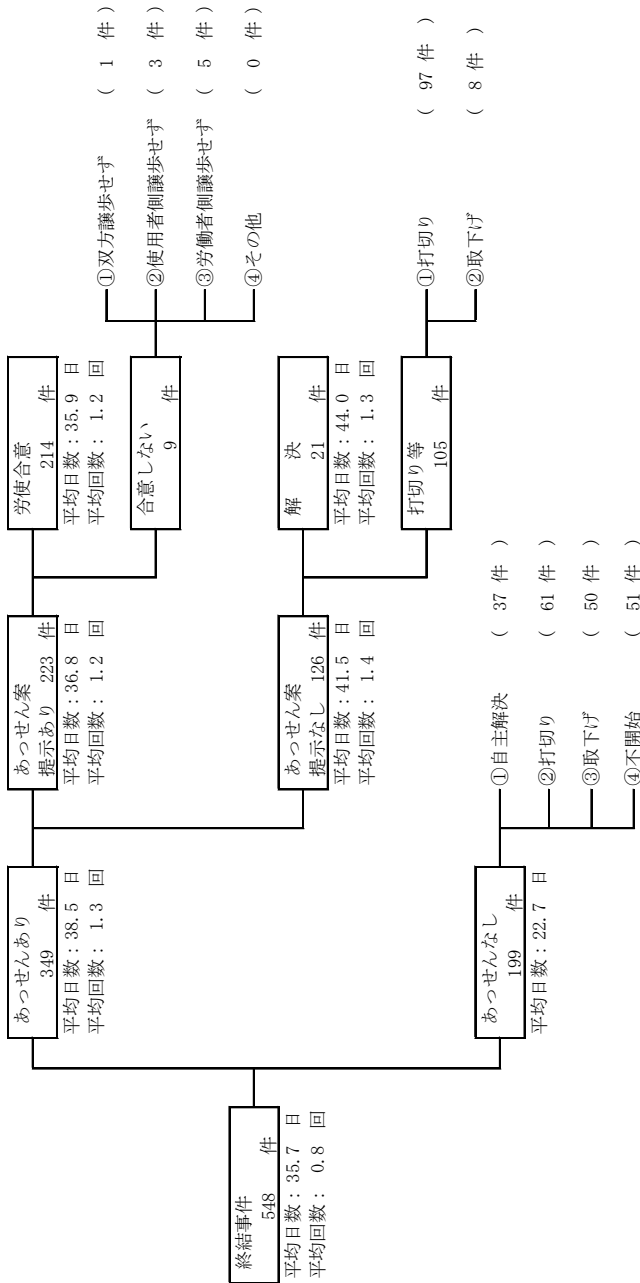
(2) あっせんを行うことに同意した事件

あっせんを行うことに同意した事件349件のうち、あっせん案の提示があった223件の内訳をみると、労使合意したもの（解決）が214件、労使合意しなかったもの（打切）が9件であった。労使合意しなかった9件の内訳は「労働者側譲歩せず」が5件、「使用者側譲歩せず」が3件、「双方譲歩せず」が1件となっている。また、あっせん案の提示がなかった126件の内訳をみると、解決が21件、打切りが97件、取下が8件となっている（チャートβ参照）。

(3) あっせんを行うことに同意しなかった事件

被申請者があっせんを行うことに同意しなかった事件199件の内訳をみると、打切りが61件と最も多く、以下、不開始51件、取下げ50件、自主解決37件となっている（チャートβ参照）。

チャートβ 個別労働紛争に関するあっせんの処理状況（フローチャート）



※ 平均日数＝処理日数÷取下げ及び不開始を除く最終件数

(4) 解決状況

21年に終結した事件548件（20年436件）のうち、取下げ・不開始を除く439件（同349件）の終結状況は、解決272件（同212件）、打切り167件（同137件）で、その解決率は62.0%（同60.7%）であった（第55表参照）。

第55表 個別労働紛争あっせんの終結状況、解決率

（単位：件）

	終結件数										解決率
	解決		打切		取下		不開始		計		
17年	144	49.1%	79	27.0%	39	13.3%	31	10.6%	293	100%	64.6%
18年	155	48.9%	98	30.9%	39	12.3%	25	7.9%	317	100%	61.3%
19年	163	48.9%	78	23.4%	49	14.7%	43	12.9%	333	100%	67.6%
20年	212	48.6%	137	31.4%	59	13.5%	28	6.4%	436	100%	60.7%
21年	272	49.6%	167	30.5%	58	10.6%	51	9.3%	548	100%	62.0%

（注） 解決率（%）＝解決件数÷取下・不開始を除く終結件数×100

(5) 平均処理日数

取下げ・不開始を除く439件（20年349件）の平均処理日数は、35.7日（同34.1日）であった（第56表参照）。

（注） あっせん処理日数は、申請書受付日（又はあっせん員指名日・あっせん受任日）～終結日で計算している。

第56表 個別労働紛争のあっせん平均処理日数

（単位：日）

	17年	18年	19年	20年	21年
平均処理日数	31.7	30.9	26.6	34.1	35.7